

基本計画の総合的推進施策

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

■環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

■ 環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第 12 条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994 年 10 月から運用しています。

事業別環境配慮指針(第4章115ページ)が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の 特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な 場合における協議方針
- 〇 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。 ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2006 年度に、環境調査制度の手続きを経て、事業計画等が公表された案件はありませんでした。

■ 環境影響評価

川崎市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・ 多様化し、1997 年 6 月には「環境影響評価法」(環境アセスメント法)が制定され、方法書手続 (スコーピング)等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準 が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999 年 12 月に、現行条例の 長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう 評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000 年 12 月に施行しました。

実施状況

2006 年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 条例環境影響評価準備書等受理状況

件 数	件名
16件	・キヤノンアネルバ栗木プロジェクト ・ (仮称) クレストフォルム宮崎台計画 ・ (仮称) はるひ野共同住宅計画 ・ (仮称) レクセルマンションはるひ野建築計画 ・ (仮称) 川崎中瀬マンション計画 ・ 鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業 ・ (仮称) ホームズ川崎店建設事業 ・ (仮称) 港町プロジェクト(条例方法書) ・ (仮称) 溝の口末長共同住宅建設事業 ・ (仮称) はるひ野ショッピングセンター建設事業 ・ (仮称) はるひ野ショッピングセンター建設事業 ・ 向ヶ丘遊園跡地利用計画(条例方法書) ・ 京浜地区(扇島) 新型シャフト炉建設事業 ・ (仮称) 犬蔵地区5街区集合住宅計画 ・ 有馬七丁目集合住宅計画 ・ (仮称) サンシティ川崎新築工事 ・ (仮称) 新川崎 B 地区南街区共同住宅計画

2 環境影響評価審査書の公表

2 環境影	シ 智評価番食書の公表
件 数	件名
17件	 ・仮称リサイクルパークあさお建設事業 ・(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業 ・武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業 ・(仮称)中幸町マンション建設計画 ・(仮称)新川崎C地区共同住宅計画 ・(仮称)中丸子Cー1-1街区共同住宅建設事業 ・(仮称)小向仲野町住宅建設計画 ・(仮称)大師河原一丁目共同住宅計画 ・(仮称)クレッセント平間計画 ・川崎発電所リプレース計画(法対象方法審査書) ・キヤノンアネルバ栗木プロジェクト ・(仮称)クレストフォルム宮崎台計画 ・(仮称)レクセルマンションはるひ野建築計画 ・(仮称)レクセルマンションはるひ野建築計画 ・(仮称)川崎中瀬マンション計画 ・・鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業(条例方法審査書) ・・(仮称)港町プロジェクト(条例方法審査書) ・・(仮称)港町プロジェクト(条例方法審査書)

3 環境影響評価審議会の開催状況

件 数	件名
11件	・仮称リサイクルパークあさお建設事業 ・扇島パワーステーション ・(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業 ・武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業 ・(仮称)中幸町マンション建設計画 ・川崎発電所リプレース計画 ・キヤノンアネルパ栗木プロジェクト ・(仮称)川崎中瀬マンション計画 ・鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業 ・(仮称)港町プロジェクト ・(仮称)で方近園跡地利用計画

■広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体はもとより、国連と協調し国外との連携も必要となります。

市では、国際連合環境計画連携事業や八都県市首脳会議等を通して、多角的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

取組状況

■■■■国際連合環境計画「UNEP」連携協調事業■■■

産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進しています。「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」の開催や「UNEP アジア・太平洋エコタウンプロジェクト」等 UNEP 事業に協力し、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かした国際貢献を進めました。

─────八都県市首脳会議における取組

2006 年度の八都県市首脳会議における環境問題(地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等)及び廃棄物問題の検討状況の主な概要は、次のとおりです。

●環境問題

- ・地球環境の保全に関しては、地球温暖化防止キャンペーンを実施するとともに、省エネ型家庭製品の普及拡大を図るため、家電販売店の協力を得て、製品の省エネ性能の違いが一目でわかる「省エネラベル」を統一し表示する制度を開始しました。また、地球温暖化防止に係る夏休み親子施設見学会を実施し、普及啓発の共同取組を実施したほか、ヒートアイランド対策についても、取組に向けた検討を進めました。
- ・大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、ディーゼル車規制の効果的な取組 やエコドライブやグリーン配送による自動車使用方法の改善などを検討するとともに、首都圏へ の流入車両対策等が講じられるよう国へ要望を行いました。
- ・東京湾の水質改善については、各都県が策定していく総量規制基準など、情報交換を行うととも に、普及啓発の取組を検討しました
- ・緑の保全・創出施策に関しては、八都県市が連携して取り組む具体的な施策の実現に向け調査・ 検討を進めるとともに、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び財政措置の拡充等、国等へ の要望を行いました。

●廃棄物問題

- ・3R推進月間である10月に、八都県市内において、消費者に対する統一的な3R普及啓発活動を行いました。また、Jリーグの各スタジアムにおいて3Rの推進を呼びかけ、一部のスタジアムにおいては、効果的な広報を行うためリユースカップの試験的使用を実施しました。
- ・今後取り組むべき産業廃棄物に関する施策の方向性を検討するため、資源化や適正処理を行う排出事業者や処理業者が求めるニーズについてアンケート調査を実施しました。
- ・建設廃棄物の総合的管理による不法投棄防止について、建設廃棄物を総合的に管理する新たな仕組みの実現に向けた制度の骨格の検討を行うとともに、この検討状況を踏まえ国と意見交換を行いました。
- ・首都圏における建設発生土等の不適正な埋立の根絶について、建設発生土等の流れを総合的に管理し、オーバーフローしない循環型の有効利用システムの構築などに向けた実態把握を行うなど検討を行いました。

■■■ 神奈川県公害防止推進協議会における取組 ■■■■

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」、「化学物質環境問題」の3つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取組んでいます。その一環として、パンフレット等を作成、配布するなど、普及・啓発活動も行っています。2006 年度は、エコドライブとディーゼル車運行規制についてスローガン入りのウェットティッシュを作成して広報に努めるとともに、大気中微小粒子状物質の5か年調査事業のとりまとめ及び VOC 削減に向けたパンフレットの作成や、化学物質適正管理資料集の作成等を行いました。

大気中の窒素酸化物 及び浮遊粒子状物質 削減対策

⇒ 「第2章 重点 分野」の「大気汚 染の低減」重点的 取組事項の実施状 況に掲載。

■■■ 川崎市自動車公害防止推進協議会における取組■■

2007年1月に、第22回川崎市自動車公害防止推進協議会を開催し、2003年度に改訂した「川崎市自動車公害防止計画」に沿った市及び関係団体、関係機関の自動車対策に関する施策の推進状況及び今後の政策について協議しました。また、2006年度から3か年における自動車公害防止計画として、エコドライブへの取組推進、低公害車普及拡大、自動車騒音防止の対策メニューへの位置づけ等を盛り込み、改定しました。

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2006年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先	
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー(環	
			境)から御覧いただけます。	
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー	
			環:環境調整課	
緑・公園	環境局事業概要(緑編)	1回/年	環:緑政課緑政企画担当	
公害	環境局事業概要(公害編)	1回/年	環:公害部企画指導課公害企画担当	
	川崎市の大気環境(測定結果)	1回/年	環:公害監視センター	
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環:公害研究所	
	水質年報	1回/年	環:環境対策課	
廃棄物	環境局事業概要(廃棄物編)	1回/年	環:廃棄物政策担当	

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2006年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<公害研究所における調査研究結果>

テーマ	化学物質環境実態調査		
目的	水環境中における化学物質の残留実態を把握し、化学物質による環境汚染の未然防止を目的として、川崎港及び市内河川を主に化学物質の残留実態調査を実施しています。調査対象となる物質は、化学物質審査規制法の指定化学物質、PRTR 制度の候補物質、非意図的生成物質、環境リスク評価や社会的要因から必要とされる物質等の中から選択されています。		
内容	環境省受託調査においては、環境中での存在が明らかでない物質の存在の確認を行うための初期環境調査としてメトキサレン、環境中での存在が確認された物質を高感度分析で定量的に調査するための詳細環境調査としてメタクリル酸メチルの分析を行いました。また、本市独自の水環境調査では、川崎港及び市内河川の底質について tert-ブチルフェノール類4物質の分析を行いました。		
結 果	環境省受託調査の結果については、「化学物質と環境」として公表されます。また、本市独自調査の結果、2.6-ジ- $tert$ -ブチル- 4 -メチルフェノール(6.4 ~170 μ g/kg-dry)及び 2,4,6-トリ- $tert$ -ブチルフェノール(7.5 μ g/kg-dry)の2物質が検出されました。これらの調査結果については、公害研究所年報等で公表していきます。		
活用	今後も化学物質の環境濃度の推移を監視するとともに、過去の調査結果と併せて、川崎市における化学物質による環境リスク低減のための基礎資料として活用していきます。		

テーマ	ヒートアイランド現象の実態調査		
目的	都市におけるヒートアイランド現象は、人体への直接的な影響として、熱中症などの健康への影響が懸念されています。また、熱帯夜、局所的な集中豪雨、光化学オキシダントの生成の助長との関係も指摘されており、都市に特有の熱大気汚染ともいわれています。このため、本市におけるヒートアイランド対策に向けた地域特性の把握を目的に、気温分布、人工排熱調査及び環境マップの作成に取組んでいます。		
内容	2004年7月からデータロガ付温湿度計を市内の小中学校等の百葉箱(20か所)に設置し、詳細な気温観測を実施しています。また、中原区域及び麻生区域を対象として、熱環境を把握することを目的に、土地利用図等を活用して都市空間の熱環境を地図化した熱環境マップの作成を行いました。		
結果	気温観測の結果から、夏期においては、日中の気温は主に多摩川沿い内陸部で高くなるのに対し、熱帯夜日数は、臨海部寄りの観測地点で多くなる分布傾向を把握できました。この分布傾向については、一昨年(2005年度)の夏期の気温分布と同様の傾向でありました。 熱環境マップの作成により、中原区域と麻生区域におけるヒートアイランド現象の原因や抑制に関わる各種要素分布をとらえることができました。		
活用	今回の調査から得られた、気温分布、熱環境マップ等の実態調査の結果は、対策効果の予測シミュレーション の基礎データとして活用するとともに、効果的なヒートアイランド対策に役立てていきます。		

テーマ	川崎市における粒子状物質の粒径別成分組成		
目的	一般環境大気及び道路沿道周辺の大気に含まれる粒子状物質の濃度及びその成分組成を明らかにすることにより、大気中の粒子状物質の挙動及び発生源寄与等を推定し、浮遊粒子状物質対策に必要な資料を得るための調査を行いました。		
内容	川崎市内一般環境測定局(一般局)3地点(田島、中原、麻生)、自動車排出ガス測定局(自排局)3地点(池上、二子、柿生)の計6地点で毎月1回6~7日間、大気に含まれる粒子状物質を分級捕集し、PM2.5(粒径2.5μm以下の粒子)及びPM(2.5-10)(粒径2.5~10μmの粒子)の濃度を調査しました。また、それらの粒子に含まれる炭素成分、水溶性イオン成分8種、金属成分14種について分析しました。更に、それらの分析結果を基に、発生源の寄与を推定しました。		
結果	2006 年度の PM2.5 の平均値は、一般環境で 20~23μg/㎡、道路沿道で 24~36μg/㎡となり、PM(2.5-10)は一般環境で 10~12μg/㎡、道路沿道で 11~16μg/㎡となりました。また、2005 年度と比較しますと、PM(2.5-10)は二子のみ減少しましたが、PM2.5 は麻生以外の5地点で 3.9~16.9%減少しました。ディーゼル排気粒子の指標となる PM2.5 中の元素状炭素濃度は、一般環境で 1.6~1.8μg/㎡、道路沿道で 2.6~5.8μg/㎡となりました。また、ディーゼル車運行規制が施行された平成 15 年度と比較しますと、全地点で減少を示し、減少率は 25~43%となりました。 二次生成粒子の主成分である PM2.5 中の硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、アンモニウムイオンの合計は、一般環境で 10μg/㎡前後、道路沿道で 10~12μg/㎡となりました。また、元素状炭素と同様に 2003年度と比較しますと、池上を除く 5地点で 1.1~53%の増加を示しました。		
活用	川崎市内では、2003 年度のディーゼル車運行規制以降も、ディーゼル排気粒子の指標となる PM2.5 中の元素状炭素は減少傾向を示しました。一方、二次生成粒子はディーゼル車運行規制以降も減少せず、むしろ増加した地点が多くなりました。従って、今後は二次生成粒子対策を重視する必要があると思われますが、二次生成粒子による粒子状物質汚染は広域汚染であるため、自治体単独で対策を進めるだけではなく、広域的移流等を考慮した対策を進める必要があると思われます。		

<衛生研究所における調査研究結果>

テーマ	地上及び上空におけるスギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査		
目的	国民の 10%から 15%がスギ及びヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では 1986 年から花粉アレルギー症にかかわる事業の一環として、スギ及びヒノキ花粉の飛り状況調査を行ってきました。		
内 容	地上(Darham 式捕集器及び Is-rotary 式捕集器)と上空(消防局の協力によるヘリコプターでの調査)で、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況を調査しました。		
結果	Darham 式捕集器による調査結果は下記のとおりでした。スギ花粉について飛散開始日は2月8日で平年より早まりました。最多飛散日は3月6日、飛散終了日は4月15日でほぼ平年並みでした。最多飛散数は140.1個/cm²、総飛散数は985.5個/cm²で平年を大幅に下回りました。飛散期間は67日間で平年よりやや長くなりました。 ・ヒノキ花粉について飛散開始日は3月24日でほぼ平年並みでした。最多飛散日は3月26日、飛散終了日は4月15日で平年より早まりました。最多飛散数は24.1個/cm²、総飛散数は108.6個/cm²で平年を大幅に下回りました。飛散期間は23日間で平年より短くなりました。 ・平成19年は、花粉の飛散が非常に少なかった平成18年の2倍程度のスギ及びヒノキ花粉の飛散数となりましたが、それでも平年よりは少ない年となりました。平成18年には捕集された花粉数が100個/cm²を超えた日はありませんでしたが、平成19年には100個/cm²を超えた日はありませんでしたが、平成19年には100個/cm²を超えた日があり、花粉症の人にとってはつらい日もあったものと思われます。		
活用	花粉の飛散状況は、健康福祉局保健医療部疾病対策課を通じて日本気象協会に情報提供され、花粉の飛散予報に活用されています。また、この調査結果は、健康福祉局保健医療部疾病対策課及び衛生研究所のホームページで公開されています。		

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

■■■助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を 促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

●主な助成制度等

名 称	概要		
資源集団回収	家庭から排出される資源化物(古紙類、古布類、生きびん類)を集団回収する市民団体に対し、奨励金(1kgにつき3円)を交付しています。2006年は1,044団体で総回収量は51,519トン、奨励金交付額は1億5,456万円でした。		
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、活動費の一部を補助しています。2006年度は、 176団体14,855人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集(11.7t)を行いました。		
市内統一美化活動	各区に美化実行委員会を設け、住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物 の撤去の活動費を一部補助しています。		
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2006年度は、391団体に1,066.1万円の報奨金が交付されました。		
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。 2006年度は、297団体に1,108.0万円の報奨金が交付されました。		
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2006年度は、157団体に391万円の助成金が交付されました。		
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2006年度は、10件、約629万円の助成金が交付されました。		
公園管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2006年度は210団体に1,157.3万円の報奨金が交付されました。		
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金を金融機関と協調して融資の斡旋をし、利子の補給をしています。2006年度は7件の利子補給を行いました。		
DPF等装着補助	補助 神奈川県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されたことから、事業者または個人を対象に、県条例に不適合となる車両(総重量3.5 t 超に限る等に対し、八都県市指定のDPF、酸化触媒等の装着について2002年12月から補助を行ってきました。2006年度は、320台に助成金を交付しました。		
ディーゼル自動車排出ガス改善促進資金	県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されたことから、中小企業者、各種公益法人等を対象に、2002年12月から新車代替又は粒子状物質減少装置の装着に対し融資を行うとともに、新車代替に利子の補給を行っています。 新規受付は、2006年度で終了しました。		
低公害車導入助成	市内事業車が天然ガス自動車やハイブリット自動車の導入を行う際に、改造費の 1/4 の補助を行っています。2006 年度は、17 台に補助金を交付しました。		
かわさき市民公益活動 市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、財団法人かわさきセンターより助成金を交付しています。2006 年度は環境領域も含め全体で 49し交付しました。			

預託払戻制度 (デポジット制度)

製品本来の価格にデポシット(預託金)を 上乗せして販売し、使 用後の製品が所定の場 所に戻された際に預り 金を返却することにより、消費者からの当該 製品の回収を促進しようとするもの。

■ 経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度(デポジット制度)等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

● 主な経済的措置

	名 称	概 要
	事業系の一般廃棄物の処理手数料	施設搬入:12円/kg
	(2004年4月から実施)	
	粗大ごみの処理手数料	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
	(2004年4月から実施)	
	産業廃棄物の処理費用	・可燃 施設搬入:12円/kg
		・不燃 施設搬入:5円/kg

■財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

(単位:百万円)

	05 年度事業費	06 年度事業費	O7 年度計画費
大気	22,794.8	21,342.0	21,687.5
水質	3,550.9	4,839.3	4,638,6
土	60.8	75.9	25,3
化学物質	50.5	52.7	58,4
騒音·振動	10.6	9.6	8,5
水辺	209.1	327.9	322.7
緑	7,237.3	4,409.0	5,541.4
都市アメニティ	1,541.6	1,314.1	2,075.3
地球環境	28.8	24.4	40.5
資源·廃棄物	4,559.0	5,421.1	4,240.9
エネルギー	12.5	29.1	62.0
水循環	2.0	0.6	5,5
その他	10.5	3.6	6.8
合計	40,068.4	37,819.2	37,757.9